



乳幼児・子ども医療費助成制度

萩市内に住民登録のある高校生等（国民健康保険の被保険者の場合、一部例外があります）までを対象に、医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

	乳幼児医療費助成制度 	子ども医療費助成制度 
対象者	乳幼児（0歳～小学校就学前）	小学1年生～高校生等
助成内容	医療費の自己負担分（保険対象医療費に限る）	医療費の自己負担分（保険対象医療費に限る） ※自己負担あり
所得制限	なし	高校生等のみ、平成30年度の税額控除前の市区町村民税所得割額が136,700円以下（父母合算）の世帯

※子ども医療費助成制度の自己負担は、通院1医療機関あたり月1,000円、入院1医療機関あたり月2,000円です（保険薬局については負担はありません）。

（注）就職や婚姻等により保護者の扶養から外れた場合は対象になりません。

Qどうやって使う？

→小児科、整形外科、歯科、皮膚科など保険適用分の医療費、薬代が無料（子ども医療は一部負担金有り）になります。病院にかかる時は必ず保険証と一緒に提示してください。保険適用外のもの（予防接種料・容器代・差額ベッド代・入院時の食事代等）は対象となりません。

Q外出先でも使える？

→県内の医療機関では利用できます。県外での利用はいったんご負担いただき、後日市の窓口で領収書と印鑑を持って払い戻しの手続きをしてください。県内の医療機関で受給者証を忘れて受診した時も、同様にお手続きください。

Qいつまで使える？

→7月末までの期限となっていますのでご確認ください（小学6年生、中学3年生、高校3年生は卒業年度の3月末）。切替の時期に改めて必要な手続きをご案内します。

Q補装具や治療用眼鏡を作った場合は？

→医師が治療上必要と認め、保険が適用になる補装具等を作った場合、助成を受けることができます。いったん全額ご負担いただき、健康保険、及び市からそれぞれ払い戻しの手続きをしてください。

Qこんなときは？

住所、氏名、健康保険証などが変わりました

市の窓口で手続きが必要です。印鑑、健康保険証を持参し手続きを行ってください。

保育所や幼稚園、学校等でケガをしました

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付を受けることができるときは、福祉医療費助成の対象外となります。医療機関窓口では、健康保険証のみを提示し、受給者証は使用しないでください。

交通事故でケガをしました

交通事故等第三者行為により負傷した場合の医療費等は、本来加害者が負担するものです。加害者からの損害賠償と福祉医療制度との調整が必要です。必ずご連絡ください。

問い合わせ

萩市子育て支援課 児童環境係

電話 0838-25-3259